

## 令和元年度 大阪市立学校園プール水検査報告 大阪市学校薬剤師会 佐々木 実

平素より大阪市学校薬剤師会活動にご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。飲料水等の水質及び施設・設備に係る検査は、学校保健安全法施行規則及び学校環境衛生基準の定めるところにより、学校薬剤師が毎年実施することになっています。上記の法令に基づき、大阪市学校薬剤師会でも大阪市立学校園の飲料水水質検査を毎年実施しています。

水道は水道法によって区分されていますが、多くの学校は水道事業からの水を受水槽で受水していることから簡易専用水道または小規模貯水槽水道に区分されています。水道法では、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道については、水質に関する検査義務はありませんが、児童生徒等及び職員に安全な水を供給しなければならないことから、学校園の管理状況を確認するために学校環境衛生基準において、受水槽から供給される飲料水について検査項目が定められています。

直接給水については、原則として水道の供給者により水質検査が実施されており、学校園においても日常点検が実施されていることから定期検査の対象とされていません。

しかし、平成29年度の飲料水検査において浄水器を取り付けた直接給水の水栓から採水した飲料水、および平成30年度の飲料水検査における直接給水の水栓から採水した飲料水で各々大腸菌が検出されました。どちらも適切な事後措置を行ったことにより基準を満たした飲料水が供給されるようになりました。

このように、直接給水の飲料水を使用している学校園においても、学校薬剤師が検査を実施したことで、基準に適合しない飲料水を使用していたことが判明し、指導助言および事後措置を行うことにより基準を満たした飲料水になった事例があります。特に平成30年度は遊離残留塩素が基準を満たしているにも関わらず大腸菌が検出されており、日常点検のみでは細菌汚染の有無を確認できない事例になりました。したがって、直接給水といえども、可能な限り水質検査の対象とすることが望ましいと思われます。

大阪市学校薬剤師会に提出いただく検査票におきまして、基準値外の結果が得られた場合は、その改善のために必要な指導助言、実施した具体的な事後措置、確認のための再検査結果などを備考欄または再検査票に記載するようお願いしております。今年度は遊離残留塩素が基準に満たない場合の事後措置の未記入が散見されました。学校薬剤師にとって検査結果に基づく「指導助言」、「事後措置」は最も重要な職務となります。記録保全のため、記入漏れのないように改めて確認をお願いいたします。

令和元年度も9月下旬から11月上旬にかけて、各担当学校薬剤師が飲料水を採水し、検査を実施しました。また、今年度から学校給食調理室の給水栓も検査対象に含め、学校と協議のうえ可能であれば給食調理水の検査も行うこととしました。

令和元年度の結果をここに報告いたします。

### 【実施要項】

\* 実施期間

令和元年9月～11月

\* 検査項目

1. 水質

- ①遊離残留塩素
- ②色度・濁度・臭気・味
- ③pH 値
- ④一般細菌
- ⑤大腸菌

2. 施設・設備

- ①給水源の種類

\* 検査校園

492校園

(内訳) 幼稚園 52園

小学校 291校

(長谷川小中学校を含む)

中学校 129校

(夜間学級1校を含む)

高等学校 20校

\* 検査検体

原則的に1校園につき2検体(3検体の学校あり)

総検体数 985検体

\* 採水場所

水槽系・・・通常水栓360、冷水器等19

直結系・・・通常水栓467、冷水器等139

水槽系水栓2ヶ所からそれぞれ1検体ずつ採水するのが原則です。但し学校園の状況により直結系水栓より採水している場合もあります。

**【検査方法及び検査結果】**

**① 遊離残留塩素**

飲料水の塩素消毒のために用いられる塩素剤としては、塩素ガスや次亜塩素酸塩があります。これらの塩素消毒剤は、水に溶解すると次亜塩素酸(HOCl)と次亜塩素酸イオン(OCl<sup>-</sup>)を生じ、そのいずれもが殺菌作用を持っており、遊離残留塩素と呼んでいます。基準は、「給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持していること」となっています。

結果は、水槽系の通常水栓で87.2% (昨年度94.5%)、冷水器等では84.2% (昨年度94.4%) が基準を満たしていました。また、直結系の通常水栓では98.7% (昨年度99.6%)、冷水器等では95.7% (昨年度97.8%) が基準を満たしていました。

**② 色度・濁度・臭気・味**

飲料水は、無色透明、無臭、味に異常がないことが必要ですが、異常が観察された場合は、その原因を究明して事後措置を講じなければなりません。

色度・濁度は目視にて検査を行い、一部は測定器を用いて計測しています。臭気・味に

関しては官能法にて検査しました。基準は、色度は「5度以下であること」、濁度は「2度以下であること」、臭気は「異常でないこと」、味は「異常でないこと」となっています。

結果は、色度の「不適」が1検体、濁度の「不適」が4検体ありました。

### ③ pH 値

pH 値が基準の範囲外であれば、その原因の多くは、地質に基づく汚染が推測されます。また、施設・設備の腐食などを引き起こす可能性があり、管理の上でも問題になります。基準は、「5. 8以上8. 6以下であること」となっています。

結果は、すべての検体において基準を満たしていました。

### ④ 一般細菌

一般細菌とは水中に生息している生菌のこととし、35~37°Cにおいて標準寒天培地に集落(コロニー)を作るものをいい、有害、無害に関係なく検出されますが、汚染を受けない環境にある水ほど細菌数は少なく、したがって汚染の指標になります。検査は標準寒天培地を用いて混釀法により行いました。恒温器内(36°C±1°C)で22~26時間培養後、シャーレのコロニーを数えました。基準は、「1 mL の検水で形成される集落数が100以下であること」です。

結果は、2検体が基準を超えていました。

### ⑤ 大腸菌

水系感染症の主な原因菌が糞便に由来することから、水道の微生物学的安全性確保に向けて糞便汚染を検知することがきわめて重要になります。大腸菌は糞便汚染の指標として適当であり、水道法においても水質検査の基準項目になっています。検体は一般細菌検査と同じものを使い、検査方法は特定酵素基質培地法の一つであるピルビン酸添加 XGal-MUG 法を採用し、培地には「EC ブルー100®」を使用して検査を行いました。基準は「検出されないこと」で、検出されない場合を「陰性」、検出された場合を「陽性」としました。

結果は、すべての検体が「陰性」でした。

## 【事後措置及び考察】

飲料水の総合判定は、水質検査項目①から⑤までの一項目でも基準の範囲外があれば「不適」としました。

結果は水槽系の通常水栓47検体(13.1%)と冷水器等3検体(15.8%)、直結系の通常水栓8検体(1.7%)と冷水器等6検体(4.5%)が『不適』でした。全体では64検体(6.5%)が飲料水にふさわしくないという結果でした。

今年度は昨年度に比べ、総合判定の「不適」の割合が増加しました。項目別では、色度、濁度、一般細菌の検査で各々1、4、2検体の「不適」があるものの、それ以外は遊離残留塩素の「不適」によるものでした。

遊離残留塩素は昨年度と比較すると、「不適」の割合がほぼ倍に増加していました。その内訳は例年通り水槽系での「不適」が多くなっています。事後措置として、小まめにあるいは十分に放水した後、使用するように指導助言を行いました。1時間以上放水しても基準に満たない貯水槽は、貯水量を1/3に変更するよう指導助言を行い、その結果基準を満たすことができました。また、一定時間の放水で基準に満たない場合は、飲用を中止するあるいは煮沸して飲用に供するなどの指導助言を行いました。以上のように各担当学

校薬剤師が、学校園の状況に応じて指導助言を行いました。

色度は1検体が基準を超えていました。この検体は水槽系の通常水栓から採水したもので、遊離残留塩素も基準を満たしていないことから、十分な放水と煮沸を行ったうえで飲用に供するよう指導助言しました。

一般細菌は2検体が基準を超えていました。どちらも直結系の通常水栓から採水した検体でした。1つは外壁工事の為、仮設水道場にて採水された検体です。仮設水道場は採水数日前に設置されており、使用頻度が低く遊離残留塩素も基準を満たしていませんでした。設置後数日かつ使用頻度も低かったため管内に汚れが残っていたと考えられます。もう1つは遊離残留塩素が基準を満たしていることから、水栓付近が一時的に汚染された可能性があると思われます。両検体とも再検査を実施して基準を満たしていることを確認しました。

一般細菌検査が基準を超えていた検体はどちらも直結系給水栓から採水された検体です。飲料水の水質の日常点検の項目に細菌検査は含まれておらず、特に遊離残留塩素が基準を満たしている場合の細菌汚染の有無を確認するには、日常点検のみでは不十分と思われます。直接給水において遊離残留塩素が基準を満たしても、このように細菌に汚染されることがあります。直接給水についても可能な限り定期検査を実施することが望ましいと思われます。

今後も安全な飲料水が供給されるように、学校薬剤師による定期検査および指導助言を行っていきたいと思います。

以上